

○国土交通省告示第三百八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十六年三月十二日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道16号改築工事（八王子拡幅・東京都八王子市中野上町一丁目地内から同市滝山町一丁目地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 東京都八王子市中野上町一丁目、中野上町二丁目、中野山王一丁目、中野山王二丁目、暁町一丁目、暁町二丁目、暁町三丁目、左入町及び滝山町一丁目地内

2 使用の部分 東京都八王子市中野上町一丁目、中野山王一丁目及び暁町一丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、東京都八王子市中野上町一丁目地内から同市滝山町一丁目地内までの延長1.5kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道16号改築工事（八王子拡幅）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道16号（以下「本路線」という。）は、横浜市を起点とし、八王子市、さいたま市等を経由して、横浜市に至る延長約332kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、八王子市の既成市街地を通過し、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジに近接することなどから、地域住民による地域内交通と物流等による通過交通に広く利用されている。

しかしながら、現道は、本件区間の前後区間が4車線の道路であり、かつ、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線の道路であることから、慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、主要幹線道路としての機能を十分に發揮していない状況にある。

平成25年2月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、八王子市中野山王一丁目地内で26,399台／日であり、混雑度は1.61となっている。

本事業の完成により、現道が4車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本事業が生活環境等に与える影響については、本事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成25年5月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

上記の環境影響調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧IB類として掲載されているジュズカケハゼ関東固有種が確認されているが、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、東京都教育委員会と協議を行い、記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和36年10月5日に都市計画決定され、昭和39年10月23日に変更決定された都市計画と、擁壁設置箇所等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、八王子市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 東京都八王子市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 東京都八王子市中野上町一丁目、中野上町二丁目、中野山王一丁目及び暁町一丁目地内